

参考資料 1



実はここにも

総務省

MIC

Ministry of Internal Affairs
and Communications

諸外国の迷惑メールに対する 規制について

平成 19 年 9 月 27 日
事 務 局

米国における規制（1）

CAN-SPAM法（Controlling the Assault of Non-Solicited Pornography and Marketing Act of 2003）

オプトアウト（携帯電話向けはオプトイン）

- ・ 商業電子メールについて、受信拒否の要請から 10 日後以降の当該受信者への送信を禁止

表示義務

- ・ 広告又は勧誘である旨
- ・ 受信拒否を行う機会がある旨及び受信拒否を要請を受けるための電子メールアドレス
- ・ 送信者の住所
- ・ 性的素材を含む場合は、その旨の警告ラベル 等

禁止事項

- ・ 偽ヘッダー情報による送信
- ・ 欺瞞的表題を付した送信
- ・ 受信拒否の通知を受けた後の当該受信者の電子メールアドレス売却、貸与、交換、移転等
- ・ 送信元を偽る意図をもって、電子メールを中継又は再伝送するためにコンピュータを利用すること
- ・ あて先メールアドレスが、電子メール送信のためにメールアドレスを提供しないことを表明しているウェブサイト又はオンラインサービスから自動取得したものであると知りながら送信すること
- ・ あて先メールアドレスが自動生成したものであると知りながら送信すること
- ・ 違反メールを送信するため複数の電子メールアドレスを自動で登録すること
- ・ 許可なくアクセスしたコンピュータからの送信
- ・ アイデンティティを著しく偽った情報を使用して 5 個以上の電子メールアカウント又は 2 個以上のドメイン名を登録し、そのアカウント又はドメイン名を組み合わせることで複数の商業電子メールを送信すること
- ・ 5 個以上の IP アドレスについてその登録者であると偽ってそのアドレスから複数の商業電子メールを送信すること

米国における規制（2）

ボットネット、フィッシング

- ・ボットネットについては、CAN-SPAM法により許可なくアクセスしたコンピュータからの送信が禁止
- ・フィッシングやスパイウェアを規制するための法案が6月6日に連邦議会下院で可決され、上院で審議中

制裁措置

- ・行政（民事）上の措置として、裁判所による差止命令、FTCによる違反行為停止命令等
- ・罰則として、最高で5年間の禁固または罰金
（罰金は、違反行為により被告が得た利益若しくは他者が被った損害の2倍の額、個人25万ドル法人50万ドルのうち、高額な方が上限）

執行状況

- ・FTC（連邦取引委員会）により26件の提訴、司法省により3件の起訴
- ・MXロジック社によれば、CAN-SPAM法の遵守率は2004年が3%、2005年が4%だったのに対し、2006年は0.45%に低下

国際的な対応

- ・US SAFE WEB ACT（2006年12月成立）
国際的な消費者保護、特に迷惑メール、スパイウェア、詐欺に対応するため、他国の関係機関との情報共有・捜査協力等について、FTCの権限を強化するもの
- ・なお、CAN-SPAM法は送信元が国内か国外かを区別していない

一般的には、そのようなソフトウェアがインストールされていることや動作していることにユーザーが気付いていない状態で、コンピュータ内部から個人情報等を外部へ送信するソフトウェアを指す。

米国における規制（3）

携帯電話向けについては、CAN-SPAM法に基づき、FCC（連邦通信委員会）規則によりオプトイン規制を実施

オプトイン

- ・全ての商業移動無線サービス事業者は無線機器向けのメッセージサービスに用いられる電子メールアドレスを識別し、FCCの無線ドメイン名リストに事前登録しなければならない
- ・受信者から事前に明確な同意を取らない限り、FCCの無線ドメイン名リストに掲載されているドメイン名を含むメールアドレスをあて先として移動サービス商業メッセージを送信してはならない
- ・受信拒否の通知を受けるための方法を表示
- ・受信拒否のために同意を得た方法と同じ方法を提供
- ・同意をした送信者であることを特定するための情報を表示
- ・受信拒否の通知を受けた場合には、10日以内に送信を終了すること

同意の取得方法

- ・事前の同意は、口頭または書面（電子的な方法を含む）で得ることができる
- ・書面による同意には、署名（電子署名含む）が必要
- ・同意は受信者が受信を容認するメールアドレスを含まなければならず、ウェブサイトで同意を得る場合は、そのメールアドレスを入力させなければならない
- ・同意は、原則として商業メッセージを送信する者が自ら取得しなければならない

制裁措置

- ・FCCによる停止命令
- ・各違反又は継続する違反の各日につき11000ドルの課徴金 等

執行状況

- ・FCCによれば、携帯電話あてスパムについての苦情は現在ほとんど寄せられていない

EUにおける規制

DIRECTIVE 2002/58/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 12 July 2002 concerning the processing of personal data and the protection of privacy in the electronic communications sector (Directive on privacy and electronic communications)
(電子通信分野における個人データ処理及びプライバシー保護に関する2002年7月12日の欧州議会及び理事会指令)によりオプトインを規定

第13条 望まれない通信

1. DM (ダイレクトマーケティング) を目的とした、人間が介在しない自動通話システム (自動発信機)、ファックス又は電子メールの利用は、加入者の事前の同意がある場合のみ許される。
2. 第1項にかかわらず、自然人又は法人は、指令95/46/EC(個人データ保護指令)に従って製品又はサービスの販売を通して電子メールを送るための詳細情報をその顧客から取得した場合には、当該自然人又は法人が所有する類似製品又はサービスのDM用にそれらの情報を利用できる。ただし、詳細な情報が収集された時点や、顧客がその情報の利用を最初に拒絶しなかった場合には各メッセージが送られるときに、当該利用を無料かつ簡易な方法で拒絶する機会が明確にはっきりと当該顧客に与えられることを条件とする。
3. 加盟国は、第1項及び第2項以外の場合に、加入者の同意なく行われるDMを目的とした通信、又はそれを受け取することを望まない加入者に向けられたDMを目的とした通信が許されず、無料で拒絶できるよう保証しうる適切な措置をとるものとする。いずれのオプションを選択するかは国内法により決定されるものとする。
4. いかなる場合においても、通信を行う発信者の身元を偽り、若しくは隠し、又は受信者が通信の停止を求めることを連絡できる有効な受取人のアドレスなしに、DMの目的で電子メールを送信してはならない。
5. 本条第1項及び第3項で定められた権利は自然人たる加入者に適用されるものとする。加盟国はまた、EU法及び適用される国内法の枠組みの中で、望まれない通信に関して自然人以外の加入者の正当な権利が十分に保護されることを保証するものとする。

第17条 国内法への移行

1. 2003年10月31日より前に、加盟国はこの指令を遵守するために必要な国内規定を発効させるものとする。(後略)

この他、CNSA (Contact Network of Spam Authorities) において、各国のスパム主管庁が情報交換等の協力強化を実施

英国における規制

2003年プライバシー及び電気通信規制で個人あて電子メールについてオプトインを規定

オプトイン

- ・ 次の場合を除き、DM目的での一方的な電子メールの送信は禁止
メール送信について受信者が同意した場合
製品販売の過程で、受信者に関する連絡情報を取得した場合であって、類似製品のみに関するメールを送信する場合（拒否できる手段を提供する必要あり。）
- ・ 個人に対して送られる電子メールが対象（法人あてはオプアウト）

禁止事項

- ・ 送信者の身元を偽装、秘匿すること
- ・ 送信停止を要求するための有効なアドレスを提供しないこと
- ・ 違反メールの送信について回線が使用されることを許可すること

ボットネット、フィッシング

- ・ フィッシングは詐欺罪が適用される（未遂の詐欺行為）
- ・ コンピューターへのマルウェアの装着行為はComputer Misuse Act 1990により犯罪とされている

制裁措置

- ・ 違反者には最大5000ポンド（約120万円）の罰金
- ・ 提訴できるのは違反により損害を受けた者。ただし重大な違反の場合はICO（Information Commissioner's Office）が提訴できる

国際的な対応

米豪とのMOU、ロンドンアクションプラン（LAP）参加等

ドイツにおける規制

不正競争防止法及びテレメディア法によりオプトイン規制を実施

オプトイン

- ・事前に受信者の事前の承諾があった場合にのみ広告メールを送信可
- ・送信に当たっては以下のルールに則ることが必要
 - 商業的な情報伝達であることが明確に分かるようにすること
 - 広告メールに記載されている者がどのような者であるか明確にされていること
 - 広告メールが有効なアドレスであり、受信者が無料で送信中止の要請をすることができること

禁止事項

- ・メールの冒頭及び件名欄において、送信者、広告メールである事実を隠したり、秘密にすること

ボットネット、フィッシング

- ・ボットネットを使用して第三者へのスパムメールを送ることは刑法に基づく違法行為
- ・フィッシングについても刑法（202条a不正アクセス、303条aデータの改ざん、303条bデータの破壊）が適用される

制裁措置

- ・最高5万ユーロ（約800万円）の罰金
- ・故意に多数の者に対し損害を与えるための競争違反について、送信者は、獲得した利益を返還する義務を負う

執行状況

- ・1998年以降、民事裁判所による裁定を50件実施

フランスにおける規制

2004年6月21日付けデジタル経済法(及びそれにより修正された各法律)によりオプトインを実施

オプトイン

- ・受信者の事前同意があった場合にのみ電子メールによりダイレクトマーケティング(DM)を実施可能。
- ・ただし、受信者の連絡先を本人から直接入手し類似の製品・サービスのDMをする場合であって、受信者がその連絡先の使用をその都度拒否できることを明示する場合は、電子メールによりDMを行うことができる。
- ・個人に対して送られる電子メールが対象。
- ・広告主も規制対象。

禁止事項

- ・配信停止請求を効果的かつ無料で送ることができる有効な連絡先を示さないこと
- ・配信名義人の身元を偽ること
- ・提供されるサービス等と無関係の事物に言及すること
- ・個人情報たるメールアドレスを不正に収集又は使用等すること(公開メールアドレス収集等。刑法により禁止)

ボットネット、フィッシング

- ・フィッシング行為は、刑法の詐欺、信用毀損、身分侵害、知的財産法の商標偽造違反等に該当し得る

制裁措置

- ・オプトイン不遵守について1通ごとに750ユーロ(約12万円)以下の罰金
- ・個人情報たるメールアドレスの不正収集・不正使用等の違反について5年以下の懲役及び30万ユーロ(約4800万円)以下の罰金

執行状況

- ・オプトイン不遵守についての罰金刑の例はない
- ・個人情報たるメールアドレスの不正収集が告発された例が存在

オランダにおける規制

電気通信法 11.7条により自然人あてメールについてオプトイン規制を実施

オプトイン

- ・受信者が前もって承諾したことを送信者が証明できるときのみ、商売目的、理想主義的な目的、慈善目的のための望まれない電子メール等を送信できる
ただし受信者を識別するための情報及び拒否通知するための連絡先を示さなければならない
- ・製品販売の一環として連絡先を入手した場合に、当該連絡先に類似の製品に係る通信を伝送することは可
ただし連絡先の使用について異議申し立てを行う機会を示さなければならない
- ・自然人に対して送信される電子メール等（電子メール、ファックス、自動通話システム）が対象
ただし法人から法人へ送信されるものも対象に含める法案を検討中
- ・電子メール等以外の手段の通信についてはオプトアウト

ボットネット、フィッシング

- ・フィッシングメールは望まれない電子メールに含まれる。
- ・マルウェア及びスパイウェアの配布に対しては行政上及び刑事上の規定も存在

制裁措置

- ・最高45万ユーロ（約7200万円）の罰金

執行状況

- ・法の執行後スパムを85%減らすことに成功（欧州委員会公表資料等による）
- ・2006年末、欧州委員会はオランダのスパム対策が模範的であるとして賞賛。
 - 執行がOPTA（郵便電気通信庁）により行われていること
 - OPTAに最高45万ユーロの罰金を適用する権限があること
 - 紛争が起こった時、証明責任は事業者にあり消費者ではないこと 等
- ・OPTAが多くの警告及び罰金を実施し、3年間で28000件の苦情（うち113件は訴訟に発展）を受領

国際的な対応

- ・CNSA、ロンドンアクションプランにおいて活動
- ・2006年、オーストラリアのスパマーがOPTAの提供した情報により突き止められた

オーストラリアにおける規制

2003年スパム法によりオプトイン規制を実施

オプトイン

- ・商業電子メッセージは、受信者の同意がある場合にのみ送信できる
- ・商業電子メッセージには正確な送信者情報を記載しなければならない
- ・商業電子メッセージは配信停止機能を有しなければならない

禁止事項

- ・違法メール送信に関連して、アドレス収集ソフトを提供、取得、利用すること
- ・違法メール送信に関連して、アドレス収集ソフトを利用したアドレス帳製作物の提供、取得、利用を行うこと
- ・存在しないメールアドレスをあて先として送信すること

ボットネット、フィッシング

- ・ボットネットから送信される商業電子メッセージもスパム法の対象
- ・フィッシングメールはスパム法の対象であるとともに詐欺行為ともみなされる

制裁措置

- ・ACMA（豪通信メディア庁）による正式警告、違反通知、強制執行、禁止命令、起訴
- ・民事罰として個人に最大22万豪ドル(約2200万円)、法人に最大110万豪ドル(約1億1000万円)の罰金

執行状況

- ・スパム発信国順位は法施行時(2004年)の10位から2006年には28位に低下
- ・「SpamMATTERS」と呼ばれる迷惑メールの報告、法的分析システムを運用
(利用者がMicrosoft Outlook、Microsoft Outlook Expressに拡張機能としてインストールすることによりスパムの消去及びACMAへの通報を実施可能)
2006年5月30日以来、同システムを通じた通報数は約2400万件に上る
- ・2007年5月7日までに、ACMAは既に法遵守を要求している1330件について正式対応し、うち32件については強制行為を実施

国際的な対応

- ・スパム法は海外発オーストラリア着のメールも対象
- ・米国、英国、タイ、カナダ、韓国との間で覚書又は共同声明に調印

韓国における規制

情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律（情報通信ネットワーク法）によりオプトアウトを実施
（2002年12月本格施行）

オプトアウト、携帯電話あてはオプトイン

- ・受信者の明確な拒否に反して広告メールを送ることを禁止
- ・電話あての広告メールは以下のいずれかの場合を除き受信者の事前同意を得なければならない
 - 取引関係を通じて受信者から直接連絡先を収集して広告メールを送信する場合
 - 特定の種類の電話勧誘の場合

表示義務

電子メール：「（広告）」等の文字、氏名、メールアドレス、住所、電話番号、メールアドレス収集元、受信拒否等のための情報
電話（SMS）：氏名、連絡先電話番号、受信拒否のための無料電話番号

禁止事項

- ・受信拒否又は不同意の阻害、メールアドレスの自動作成、並びに送信者の隠匿をする技術的操作
- ・プログラムによるメールアドレス自動収集、収集したメールアドレスの売却、頒布及び利用

制裁措置

- ・オプトアウト、オプトイン、表示義務違反の場合：3千万ウォン（約390万円）以下の罰金
- ・禁止事項違反の場合：1年以下の懲役又は1千万ウォン（約130万円）以下の罰金

ボットネット、フィッシング

- ・正当な権利なく又は権限を濫用してパソコンをボットネットにして遠隔操作できるようにすることは犯罪
- ・ボットネットを通じて送信されるスパムを送信者から直接送信されたものと同様に規制
- ・情報通信網を通じて個人情報を収集又は頒布するために他人を騙す行為について規制

執行状況

- ・2004年296件、2005年358件、2006年293件の罰金刑を実施

国際的な対応

- ・海外から送信されたとしても、韓国から送信されたとしても、送信者は刑罰を受ける
- ・ソウル・メルボルン多国間覚書に基づく協力等の推進

中国における規制

インターネット電子メールサービス管理弁法により2006年3月からオプトイン規制を実施

オプトイン

- ・受信者の明確な同意を得ずに、商業広告の内容を含む電子メールを送信又は委託送信してはならない
- ・受信者が継続的受信を拒否した場合、送信者は送信を停止しなければならない
- ・継続受信を拒否する場合の連絡先を提供しなければならない(当該連絡先は30日間有効であることが必要)

表示義務

- ・商業広告の内容を含む電子メールには、標題情報の前に「広告」又は「AD」を明記しなければならない

禁止事項

(いずれも商業広告の有無にかかわらず電子メール全般が対象)

- ・授權されていない他人のコンピュータを利用した電子メールの送信
- ・オンライン自動収集・文字数字の任意組合せ等の手段により取得した他人のメールアドレスの販売、共同利用、交換
- ・オンライン自動収集・文字数字の任意組合せ等の手段により取得した他人のメールアドレスに対する送信
- ・ヘッダ情報を隠匿又は偽造する行為
- ・電気通信条例57条が規定する内容(国家安全危害、わいせつ等)を含む電子メールの制作、複製、公表、発信
- ・電子メールを利用した、電気通信条例58条が禁止するセキュリティに危害を与える行為(データ改竄、設備攻撃等)
- ・通信の秘密を侵害する行為

制裁措置

(禁止事項の一部については別規定により処罰)

- ・情報産業部又は通信管理局による是正命令、及び1万元(約16万円)以下の罰金。
違法所得があった者については3万元(約48万円)以下の罰金。

現在の状況

- ・中国のスパム発信地に占める比率は06年第1四半期の21.9%から07年第2四半期の8.4%に低下
- ・受信メールに占める迷惑メールの比率はやや減少傾向(06年3月63.97% 07年3月58.01%)

その他

- ・電子メールサービスプロバイダには、メールサーバIPアドレスの事前登録・オープンリレー対策等のセキュリティ措置実施・ログの保存及び必要に応じた提出・苦情の処理等の義務あり

(参考)

世界における迷惑メールの発信国 (ソフォス社)

